総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第九条第三項の規定に基づき、地方財政審議会から、次のとおり平成三十年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見の提出があったので、公表する。

平成三十年一月十八日　　総務大臣　野田　聖子

平成30年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見

平成29年11月21日
地方財政審議会

当審議会は、平成30年度地方税制改正等への対応について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第９条第３項の規定により意見を申し述べる。

はじめに

我が国の景気は、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって、緩やかな回復基調が続いている。一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等に留意が必要とされている。

政府においては、少子高齢化の進行に立ち向かうため、消費税率10％引上げに伴う増収分などを活用し、幼児教育の無償化、介護人材の確保、所得の低い家庭に係る高等教育の無償化などを検討している。

我が国の財政は、景気の回復により税収は増加傾向にあるものの、社会保障関係費の急増などにより、公的債務残高の累増が続く危機的な状況にある。政府においては、国・地方のプライマリーバランスの改善に向けて財政健全化に取り組んでいる。

本格的な人口減少・超高齢社会を迎える中、地方自治体が身近なところで果たす住民サービスの需要は、今後ますます増加が見込まれる。他方、それを支える地方財政については、巨額の財源不足（7.0兆円、平成29年度地方財政計画）が生じている。この規模は、地方税収の18％に相当するものであり、引き続き今後も厳しい状況が続く見込みである。

特に、人口減少が本格化し始めている過疎地域をはじめとする地方においては、地域経済活力の維持、さらには地域社会の存続をどのように図っていくかが切実な問題となっている。

このような課題を踏まえ、今後の地方税制を検討するに際しては、これまでの議論も踏まえつつ、地方の行政サービスに必要な財源をバランス良く確保するとともに、地方分権を推進する観点から、地方財政の基盤となる地方税の充実を図る必要がある。

当審議会においては、このような認識の下に、平成30年度地方税制改正等に関する意見をまとめたところである。

第一　今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方

１　地方税のあるべき姿

我々が生命・財産を守り地域で安心して暮らしを営むためには、公的サービスは欠くことのできないものである。租税は、そのような公的サービスを提供するための資金を調達することにその本来の機能がある。したがって、地方税においては、地方自治体が地域社会を維持するために必要な行政サービスを確実に提供できるよう、十分確保される必要がある。

「公平」の原則は、租税において、最も重視されなければならない。さらに、地方税においては、地域住民や地域社会で活動する人々や法人が、相互に負担し合うという会費的性格を持つことから、受ける便益に応じて課税する応益課税の考えがより求められている。

加えて、地方税は住民の安全・安心を支える地域に密着した基礎的な行政サービスを恒常的に提供するための財源となっている。そのためには、景気変動に左右されない安定性や税源が一部の地域に偏らない普遍性も備えていなければならない。

今後の地方税制の改革は、こうした地方税のあるべき姿を出来る限り体現した地方税体系を構築するという方針に基づいて進めていかなければならない。

２　地方税の充実確保

地方自治体が行うサービスに必要な費用は、地域住民や地域で活動する企業が負担する地方税で賄う。このような地方自治の理想形に近づけるためには、地方自治体が自主的・自立的な行財政運営を行うための基盤となる地方税の確保が必要である。

また、地方創生、人口減少対策をはじめ、福祉、医療、地域経済の活性化、雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方自治体の役割はますます増大している。そうした役割を適切に果たし、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためにも、地方税の充実確保は、地方行財政における中心的かつ重要な課題である。

３　応益性と自立性

地方税においては、応益原則がより重視されることから、出来るだけ多くの納税者が公平に負担を分かち合うような税制を指向すべきである。国税・地方税双方に関わる税制改革を行うに当たっては、両者の性格を踏まえた適切な役割分担の下で制度設計を行うことが求められる。

また、地方自治体が地域住民の意向を踏まえ、自らの判断と責任において、法定外税（法定外普通税及び法定外目的税）、超過課税、地域決定型地方税制特例措置（「わがまち特例」）(注)[1]等の課税自主権を活用することは、地方分権の推進にとっても必要な取組である。

なお、経済政策を行う場合には、歳出により対応することが基本であり、景気対策等のために地方税制を用いることは、地方税における応益課税の原則や税負担の公平性を歪めることにつながるものである。また、地方の貴重な税財源を奪うこととなる点からも、可能な限り用いるべきではない。

４　偏在性が小さく税収の安定的な地方税体系

地域間の財政力格差が拡大することは、国民間の生活環境や教育・人材育成等における格差の問題を増幅させるほか、人口減少問題や、農地・森林等の国土の適切な管理・利用に係る問題を拡大させることにつながる。税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築し、地域間の財政力格差を縮小していくことは、ますます重要性を増している。こうした望ましい地方税体系の確立に向けた一層の取組が求められる。

５　納税環境の整備

地方税に対する納税者の信頼を確保していくためには、税務行政の適正かつ公平な執行が重要である。そのためにも、専門的知識や経験の蓄積が図られるよう、滞納整理等を行う地方税務職員に対する研修を充実することや、徴収事務の共同処理を推進すること等の対応を引き続き進める必要がある。

また、地域住民の地方税への理解の一層の醸成に向けて、地方税の意義やその使途等について地域住民に積極的に周知していく努力が求められる。

税務手続の電子化についても、更に積極的に推進する必要があり、eLTAX(注)[2]の利便性の一層の向上や共通電子納税システムの導入などを早急に進めていく必要がある。

第二　平成30年度地方税制改正等への対応

『第一　今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方』を踏まえ、平成30年度地方税制改正等の主な項目と見込まれる項目について、以下、当審議会としての意見を申し述べることとする。

１　固定資産税

⑴　平成30年度評価替え（負担調整措置等）

固定資産税は、固定資産（土地、家屋及び償却資産）の保有と市町村の行政サービスとの間に存する受益関係に着目した財産税であり、どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体とした、税源の偏在が小さい市町村の基幹税目である。

人口減少、高齢化の進展等による社会保障施策の必要性の高まりに伴い市町村の歳出が増加する中、固定資産税収は、地価の下落などを主な要因として、平成11年度のピーク時と比較して、平成27年度には約６千億円の減収となっており、長期的にも減少傾向にある。

社会保障や地方創生等、今後、ますます増大する市町村の財政需要を支えるため、固定資産税の安定的な確保が重要である。

固定資産税は、土地及び家屋について、３年に１回、価格の変化を反映する評価替えを行うとともに、価格変動に伴う税負担の激変を緩和するための負担調整措置等も併せて検討を行っている。平成30年度はその評価替えの年に当たる。

土地に係る固定資産税については、平成６年度に評価の均衡化・適正化を目的に、地価公示価格等の７割を目途に評価を行う「７割評価」を行ったことから、評価額に対する税負担の水準について土地間での大きなばらつきが生じた。

そうした中、平成９年度には、税負担の均衡化を図るため、負担の水準が低い土地についてはなだらかに課税標準額を引き上げる一方で、負担の水準が高めの土地については課税標準額を引き下げ又は据え置く特例措置が講じられた。その後も累次の見直しを加えつつ、継続的に負担調整措置が講じられてきた。